

(平成 24 年 7 月 23 日理事会承認)

(平成 30 年 9 月 13 日理事会一部変更承認)

一般社団法人粉体粉末冶金協会 定款施行細則

第 1 章 総 則

第 1 条 この細則は、定款第 52 条に基づき、定款を施行するのに必要な細目を定めたもので、業務はこの細則に従って処理する。

第 2 章 本会の事業

第 2 条 粉体粉末冶金に関する研究発表会について、年 1 回以上行うほか、学術講演会、見学会、展示会などを必要に応じ随時行うものとする。

第 3 条 協会誌および学術図書の刊行については協会誌「粉体および粉末冶金」を年 12 号発行するほか、各種の出版物を発行する。

第 4 条 粉体粉末冶金に関する優秀な業績等の表彰を行うため、各種の協会賞を設け、別に定める規程によって本協会々員に賞を授与する。

第 5 条 その他定款第 4 条に記載する目的を達成するために必要な事業を随時行う。

第 3 章 会員ならびに会費

第 6 条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書によって申込みをする。

2 入会申込書には、正会員は姓名、住所、連絡先、勤務先、研究業績等を、特別会員および維持会員は法人名、担当者所在地、会費口数、業務内容等を記載する。

3 学生会員は、毎年度在学証明書を提出しなければならない。

第 7 条 会員は、本会が刊行する協会誌を無償で受けとることができる。また、図書の優先的配布を受けることができ、定款第 4 条の事業に優先的に参加することができる。

第 8 条 理事会において入会の承認を行った者は、会員名簿に登録する。

第 9 条 定款第 7 条に定める会費は次の通りとする。

- (1) 正 会 員 年額 12,000 円および入会金 3,000 円。
- (2) 学生会員 年額 3,000 円、入会金 1,000 円。
- (3) 特別会員 年額 120,000 円 1 口以上および入会金 30,000 円。
- (4) 維持会員 年額 120,000 円 5 口以上および入会金 30,000 円。

第 10 条 会員は、毎事業年度開始前の 3 月末までに当該年度分の会費全額を納付しなければならない。但し、特別の事情がある場合、本人の申出により理事会の議を経てこれを減免することができる。

第 11 条 新たに入会した会員は、入会金とともに当該年度分の会費全額を納付しなければならない。この法人を退会し、再入会するときも同様とする。

2 入会者に対しては、当該年度分の会誌全部を送付するものとする。

第 12 条 正会員は、所属等に変更が生じた時は、直ちに書面による届出をしなければならない。正会員の名義の変更はできない。

2 学生会員は、会員資格の変更、所属等に変更が生じた時は、直ちに書面による届出をしなければならない。学生会員の名義の変更はできない。

3 特別会員、維持会員である団体が分離し、又は他の団体と合併したときは、新資格について書面による申出をし、理事会の承認をえなければならない。

特別会員、維持会員が、その代表者、担当者を変更した場合は、直ちに書面による届出をしなければならない。

第 13 条 退会した者又は除名された者は、既納会費の払い戻しを求めることができない。

第14条 名誉会員の推薦に当って必要な手続きは別に定める規程によるものとする。

- 2 名誉会員の推薦があった場合は、理事会の議を経て、社員総会にはかり、その決議を経てこれを決定する。
- 3 名誉会員には、名誉会員証を与える。

第4章 役員、顧問、参事

第15条 理事の担当業務は下記の通りとし、これに従い職務を執行する。

- (1) 会長、副会長および常務理事は定款に定めるところによる。
- (2) 副会長、理事および常務理事は第19条以降に定める運営委員会を担当する。

第16条 本会の業務を行うため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、担当副会長1名、委員長1名および若干名の委員で構成する。
- 3 担当副会長は委員会を総括し、委員長は委員会主管事項の執行を担当する。
- 4 運営委員は、理事会の議を経て、会長が理事、参事の中から委嘱するものとする。
- 5 運営委員の任期は2年とし、役員との就任期間に準じる。

第17条 運営委員会は、次の6委員会とする。

- (1) 総務委員会
- (2) 会務委員会
- (3) 財務・会員増強委員会
- (4) 出版・編集委員会
- (5) 企画委員会
- (6) 渉外・広報委員会

第18条 総務委員会の主管事項は次の通りとする。

- ① 役員、役員会に関する事項
- ② 契約に関する事項
- ③ 規程、規則に関する事項
- ④ 事務局に関する事項
- ⑤ 職員に関する事項
- ⑥ 分科会に関する事項

第19条 会務委員会の主管事項は次の通りとする。

- ① 総会に関する事項
- ② 講演大会に関する事項
- ③ 協会賞に関する事項

第20条 財務・会員増強委員会の主管事項は次の通りとする。

- ① 財産の保管ならびに財務に関する事項
- ② 予算および決算に関する事項
- ③ 収入および支出に関する事項
- ④ 会費に関する事項
- ⑤ 会員管理、会員サービスに関する事項

第21条 出版・編集委員会の主管事項は次の通りとする。

- ① 会誌編集と出版に関する事項
- ② 出版物の企画、編集に関する事項
- ③ 出版物のサーキュレーションに関する事項

第22条 企画委員会の主管事項は次の通りとする。

- ① 新規事業企画に関する事項
- ② 講座、セミナーの企画に関する事項
- ③ 将来計画に関する事項

第 23 条 渉外広報委員会の主管事項は次の通りとする。

- ① 関係団体との連携に関する事項
- ② 国際会議に関する事項
- ③ 国際交流に関する事項
- ④ 協会の広報に関する事項

第 24 条 監事は、当該年度の会務全般について監査し、社員総会で報告する。

第 25 条 顧問の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

第 26 条 参事は、理事会の決議を経て、代表理事たる会長が委嘱する。

2 参事は、次の職務を行う。

(1) 代表理事たる会長の相談に応じ、運営に参画すること。

3 参事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

4 参事は無報酬とする。

第 27 条 役員、顧問または職員が業務のため出張する時は、別に定める規程による金額を支給する。

第 5 章 職 員

第 28 条 職員の給与の額は、理事会で定めるところによる。

第 6 章 会 議

第 29 条 理事会は、別に定める規程により運営する。

第 30 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、説明を求め、意見を述べなければならない。

第 31 条 理事会は、必要に応じ前会長、顧問、参事を招請して、意見を聞くことができる。

第 32 条 理事会、社員総会の議決事項、その他は、協会誌上の公表をもって会員への通知とする。

第 33 条 会長は、調査審議その他重要な会務執行のため必要と認めるときは、副会長、常務理事、運営委員長を招集し、意見を求めることができる。

第 7 章 そ の 他

第 34 条 本会に支部を設けることができる。

第 35 条 この細則に定めのない事項、または、この細則を運営するのに必要な事項は規則でこれを定める。

第 36 条 この細則および運営規則は理事会の議決を経て、これを改廃または制定する。